

第15章 景品表示法に関する業務

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

平成26年の景品表示法の改正から、一定期間が経過したことに加え、デジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえた消費者利益の保護を図る観点から、令和5年2月28日、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第211回通常国会に提出され、同年5月10日に成立し（令和5年法律第29号。以下「令和5年景品表示法改正法」という。）、令和6年10月1日に施行された。

令和5年景品表示法改正法により、事業者の自主的な取組を促進し、迅速に問題を是正するための確約手続、違反行為に対する抑止力を強化するため、繰り返し違反行為を行う事業者に対する課徴金額の加算規定、悪質な不当表示に対する直罰規定、円滑な法執行の実現に向けた規定の整備等として、適格消費者団体による開示要請規定等が新設された。

1 景品表示法違反被疑事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（同法第4条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（同法第5条）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反すると疑われる行為について必要な調査等を行っている。

調査の結果、景品表示法の規定に違反する行為があるときは、消費者庁長官は措置命令を行う（同法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

また、事業者が、同法第5条の規定に違反する行為（同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁長官は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3%（注2）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（同法第8条第1項）。

さらに、消費者庁長官は、同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、

その措置について必要な指導及び助言をすることができる（同法第23条）。また、消費者庁長官は、事業者が正当な理由がなくて同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（同法第24条第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる（同条第2項）。

加えて、同法第4条又は第5条の規定に違反する疑いのある行為をした事業者が是正措置計画を申請し（同法第27条第1項）、消費者庁長官から認定を受けたときは（同条第3項）、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする（同法第28条）、迅速に問題を是正する確約手続が導入されている。

（注1）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2）過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者の場合は4.5%（同法第8条第5項）。

2 公正競争規約制度

景品表示法第36条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定又は規約を締結し、又は設定することができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和6年度において、消費者庁が措置命令を行った26件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは5件であり、消費者庁が指導を行った339件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは12件である（第1表及び第2表参照）。

また、令和6年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った7件（19億2696万円）のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは2件（16億8992万円）である（第1表及び第3表参照）。

さらに、令和6年度において、景品表示法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が指導を行った22件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは9件である。

第1表 令和6年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	5 (26)	11 (337)	16 (363)	2 (7)	16億8992万円 (19億2696万円)
景品事件	0 (0)	1 (2)	1 (2)		
合計	5 (26)	12 (339)	17 (365)	2 (7)	16億8992万円 (19億2696万円)

(注) () 内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第2表 令和6年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	令和6年5月30日 (株那覇直葬センター)	(株那覇直葬センターは、「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、 (1) 令和5年3月4日、同月18日、同年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。 実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。 (2) 令和5年4月25日から同年5月11日までの間、「那覇直葬センター」と称する自社ウェブサイトにおいて、「直葬プラン 70,000円（税別）77,000円（税込）」及び「通常価格 180,000円（税込198,000円）」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について提供された実績のないものであった。 （詳細については令和6年5月30日報道発表資料「(株那覇直葬センター)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240530okinawa.html 	第5条 第2号
2	令和6年7月19日 (株キャリカレ)	(株キャリカレは、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座等の10役務（以下これらを併せて「本件10役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、 (1) 本件10役務については、例えば、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座について、遅くとも令和5年7月13日から同月14日までの間、「7/14 13:59まで 最大41%OFF! 夏得キャンペーン 通常価格59,500円	第5条 第2号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		→ 41,000円(税込) (月々1,980円×24回) 31%OFF」等と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について通常提供している価格であり、「通常価格」と称する価額から割り引いた提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について提供された実績のないものであった。 (2) 本件10役務のうち5役務(以下「本件5役務」という。)については、例えば、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座について、遅くとも令和6年1月5日から同月24日までの間、「1/24 23:59まで お正月キャンペーン \35%OFF/ ハガキ申込価格59,500円 → 38,600円(税込) (月々1,860円×24回)」等と表示するなど、あたかも、表示された期限内に受講を申し込んだ場合に限り、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後に受講を申し込んだ場合であっても、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるものであった。 (詳細については令和6年7月19日報道発表資料「㊤キャリアカレに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240528_chugoku_keihyou.sample.html 	
3	令和6年8月6日 (㊤ジェイコムウエスト)	(㊤ジェイコムウエストは、家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J:COM ガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給(以下本事件概要欄において「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、JCOM (㊤)のウェブサイトにおいて、「POINT1 J:COM ガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円(税込)おトクに!」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16㎡を超える場合は、J:COM ガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16㎡を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯(㊤)が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス料金(以下「大阪ガス一般料金」という。)より低額であるかのように表示していた。 実際には、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金を適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。 (詳細については令和6年8月7日報道発表資料「㊤ジェイコムウエストに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/aug/240807_kinki_keihyo.html 	第5条 第2号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
4	令和7年2月28日 (長谷川産業㈱)	長谷川産業㈱は、家具等の53商品（以下「本件53商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「回転オフィスチェア ミッテ2」と称する商品について、遅くとも令和6年5月18日から同年8月1日までの間に、「通常価格：¥25,190 10%税込（＋送料 ¥2,310～） ¥18,590 10%税込（＋送料 ¥2,310～）」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額（以下「通常価格」という。）は、本件53商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には、通常価格は、本件53商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。 （詳細については令和7年2月28日報道発表資料「長谷川産業㈱に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndl:pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250228_hokkaido_keihyo.html 	第5条 第2号
5	令和7年3月27日 (㈱ユニットコム)	㈱ユニットコムは、「iiyamaPC」と称するパソコン（「キャンパス PC」と称するパソコン及び「コラボゲーミング PC」と称するパソコン並びに中古品及びアウトレット品を除く。以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和4年9月5日から同年10月3日までの間、「決算特別感謝祭 期間限定 10/3（月）10：59迄 今なら対象機種をご購入で 最大10,000円分相当 還元！」等と表示するなど、あたかも、キャンペーンの期限内に本件商品を購入した場合に限り、本件商品の購入金額等の条件に応じて、期限後よりも有利である金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるかのように表示していた。 実際には、キャンペーンの期限後に本件商品を購入した場合においても、上記表示内容と同一の条件を満たすことにより、期限内と同額又はそれ以上の金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるものであった。 （詳細については令和7年3月27日報道発表資料「㈱ユニットコムに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250327_kinki_keihyo.html 	第5条 第2号

第3表 令和6年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	令和6年5月28日 (中国電力㈱)	中国電力㈱は、自社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」という。）の各役務を一般消費者に提供するに当たり、 (1) スマートコースについては、例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯 A』よりも、1年間で約1,200円おトクになる新コースです。」「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh 以下）におすすめです。」等と表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯 A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯 A」という。）の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。 (2) シンプルコースについては、例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、『『従量電灯 A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！』、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWh を超えるお客さまにおすすめです。」等と表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh を超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯 A の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。 実際には、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間においてスマートコース及びシンプルコースに適用される燃料費調整額が従量電灯 A に適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh を超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ従量電灯 A の電気料金より安価にならない場合があった。 （詳細については令和6年5月28日報道発表資料「中国電力㈱に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240528_chugoku_keihyou.html 	16億5594 万円
2	令和6年12月3日 (北海道電力㈱)	北海道電力㈱は、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 Vol. 406」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク！」「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくバック」、「 ほくでんガス+ほく	3398万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		でんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに！ 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク！」と表示するなど、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道瓦斯㈱から北海道電力㈱に切り替え、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示していた。 実際には、「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入した上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかった。 (詳細については令和6年12月3日報道発表資料「北海道電力㈱に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241203_hokkaido_keihyou.html 	

第3 公正競争規約の認定

1 概要

令和7年3月末現在、103件（景品関係37件、表示関係66件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

2 公正競争規約の変更

令和6年度においては、65件の公正競争規約について変更の認定を行った（第4表参照）。

第4表 令和6年度に変更の認定を行った公正競争規約

一連 番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
1	鶏卵の表示に関する公正競争規約	令和6年6月13日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第2号

一連 番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
2	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約	令和6年8月30日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第3号
3	粉わさびの表示に関する公正競争規約ほか50件の公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第4号
4	食品缶詰の表示に関する公正競争規約ほか2件の公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第5号
5	観光土産品の表示に関する公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第6号
6	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第7号
7	歯みがき類の表示に関する公正競争規約	令和6年9月19日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第8号
8	ビスケット類の表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第1号
9	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第2号
10	自動車業における表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第3号
11	二輪自動車業における表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第4号
12	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約	令和7年3月11日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第5号
13	包装食パンの表示に関する公正競争規約	令和7年3月11日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第6号